

■ 助成の対象となる樹林地

ご自身で所有されている樹林地であり、次の緑地保全制度に現在指定されている樹林地が対象となります。
 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区・緑地保存地区・源流の森保存地区・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表第 11(イ)欄で定められた緑地の保全のための制限が適用される区域
ただし、市民の森、ふれあいの樹林に重複指定されているものは除きます。

■ 助成の対象となる作業・作業箇所

樹林地を将来にわたり良好に保全することを目的とした作業であることが前提です。

区分	作業項目	対象樹木・区域等
樹木管理	樹木や竹の伐採・剪定	1 危険樹木・竹の伐採・剪定 樹林地外周部で行われるもの、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われるもののうち次のいずれかに該当するものとする。 (1) 危険が隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所まで及ぶ樹木・竹 (2) 傾斜、枯死等により荒天時などに倒れる恐れがある樹木・竹 (3) 生育している地盤が不安定で、土砂崩落を引き起こす恐れがある樹木・竹 2 障害樹木・竹の伐採・剪定 樹林地外周部で行われるもの、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われるもののうち次のいずれかに該当するものとする。 ただし(4)については隣接地が樹林地であっても対象とする。 (1) 隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる樹木・竹 (2) 公道等における車両や歩行者の通行空間の確保、交差点における見通し確保の必要がある樹木・竹 (3) 電線、電話線への接触(土地所有者が管理の責を負うもの)の恐れがある樹木・竹 (4) 隣接地(樹林地含む)、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所に侵入している、または侵入する恐れのある、境界から5m以内の竹 3 なお、落葉の低減、日照の確保、通風の確保、電波障害の解消を目的とした管理は対象外とする。
	樹林地内部の倒木・枯れ木の撤去処分	樹林地内部ですでに倒木または枯死した樹木・竹の除去または樹林地内部に一時的に積み置かれた木・竹の除去で、次のいずれかに該当するものとする。 1 危険が隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所まで及ぶもの 2 樹林地の安全確保のための管理を行うにあたり、支障があるもの
草地管理	草刈	樹林地外周部、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所の境界から5m以内とするとともに、次のいずれかに該当するものとする。 1 隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる区域 2 防犯上の理由や交差点等において見通し確保の必要がある区域 3 火災や不法投棄等の危険や障害を及ぼす恐れがある区域
構造物の設置	不法投棄防止のためのフェンス設置 土留めの設置	隣接地(樹林地含む)、もしくは樹林地内部の公衆用道路等一般の利用に供されている箇所に接した、不法投棄や土砂流出の恐れがある箇所。 1 フェンスについては緑地の視認性が確保できるものとする。 2 土留めの設置については、土砂流出防止のための設置面からの高さ60cm以下かつ天端幅20cm以下のものとする。ただし、地盤面からの高さが2mを超え、傾斜角度が30度以上であり、かつ居住用の建物に被害が及ぶ恐れのあるがけ地は対象外とする。

「樹林地外周部」とは、次のいずれかをいう

(ア) 樹林地の土地境界のうち、助成事業者以外が所有する宅地及び農地、並びに道路等に当該樹林地からの影響が及ぶ箇所。ただし、樹林地同士が接する土地境界は原則含まない。

(イ) 横浜市緑地保存事業実施要綱、源流の森保存事業実施要綱に基づく契約書に明示する、「契約外緩衝帯」に接する土地境界

■ 助成の対象となる費用

- (1) 樹木の伐採や剪定などの作業経費
- (2) (1)の作業で生じた廃棄物の運搬・処分費用

* 申請者の確定申告の状況によっては消費税分が助成対象とならない場合があります。

■ 助成金額

樹木管理・草地管理の作業の場合

50万円までは、対象となる経費の全額の助成となります。

事業費が50万円を超えた場合は、50万円を超えた分のうち、その半額の助成となります。

(例1:事業費が100万円の場合は75万円を助成、25万円を申請者が負担)

(例2:事業費が350万円の場合は200万円を助成、150万円を申請者が負担)

構造物の設置(フェンス・土留め)作業の場合

対象となる費用の半額を助成します。

・土留めは、設置面からの高さ60cm以下かつ天端幅20cm以下のものを対象とします。

・土地の境界については、申請者が隣接地権者と確認してください。

助成金額の上限は200万円です。樹木管理・草地管理の作業と構造物の設置(フェンス・土留め)作業を同一年度に申請する場合は、対象となる費用を合わせた金額となります。

例3:樹木管理200万円の作業と構造物の設置200万円の作業を行う場合
 ×樹木管理助成金125万円+構造物助成金100万円=225万円
 ○助成金額上限額=200万円

【助成対象及び助成率】 ~令和7年度の場合~

助成対象	過年度の助成の状況 (地番単位)	助成率*	助成上限 金額
【樹木管理】 ○樹木や竹の伐採・剪定 ○樹林地内部の倒木・ 枯れ木の撤去処分	助成を受けたことがない、または 令和4年度以前に、助成を受けた 地番 ^{※1}	50万円まで100% 50万円を超えた費用につ いては50%	200万円 ^{※3}
	令和5・6年度に、助成を受けて 作業した地番 ^{※1}	×(対象外) 令和7年度は申請できません	—
【草地管理】 草刈	助成を受けたことがない地番	50%	200万円 ^{※3}
	助成を受け、フェンス・土留めを 設置した地番 ^{※2}	×(対象外)	—

*助成額は千円単位です。差額は申請者負担となります。

※1 樹木管理か草地管理、いずれかの作業を実施した場合、作業を実施した年度を含む3か年度は申請ができません。

※2 フェンス・土留めそれぞれの設置は別の年度に助成可能

(過年度にフェンスの助成を受け、別の年度に土留めの助成を受ける事は可能)

※3 樹木管理・草地管理・構造物の設置を合わせての上限金額となります。

■ 作業の時期

- ・作業が概ね令和8年1月末までに完了し、実績報告書を令和8年2月2日(月)までに提出することができる作業に限ります。
- ・本事業は、書類・現地確認等の審査により、助成を決定します。交付決定通知書がお手元に届いた後に、作業を行ってください。

助成金交付決定前に作業を行ってしまうと助成対象になりません。

■ 助成の手続き

書類の提出は原則郵送または電子申請システムでお願いします。

- ・同一年度内に申請できる件数は一人1件です
- ・複数地番の樹林地を取りまとめて1件とすることができます。
- ・ひとつの地番に複数の権利者がいる場合でも、当該地番について同一年度内に申請できる件数は1件です。
(複数の権利者それぞれが同じ地番について申請することはできません。)
- ・特別緑地保全地区、地域森林計画対象民有林等の土地でご申請いただいた場合、各法令に基づき字樹林地維持管理助成事業とは別の手続きが必要になる場合があります。

1 事前届の提出

- (1) 受付期間：令和7年4月14日(月)～令和7年9月12日(金)消印有効
- (2) 提出方法：郵送・電子申請システム
- (3) 提出書類：事前届出書(第1号様式)・作業対象場所の詳細図の2点
*事前届出書への押印は不要です。記名のみで提出できます。

横浜市から、「名簿記載通知及び申請書類等」を送付します。

2 助成金交付申請書の提出

- (1) 最終提出期限：令和7年10月17日(金)消印有効
ただし、事前届の受付時期により、提出期限を区切ってご案内します。
- (2) 提出方法：郵送・電子申請システム
- (3) 提出書類

全ての方が提出	該当の方のみが提出
<ul style="list-style-type: none">・ 助成金交付申請書・ 付近見取り図・ 平面図・ 作業樹木等の写真・ 作業見積書(写)・ 樹木一覧表・ 確認事項チェック票	<ul style="list-style-type: none">・ 本人確認書類 申請者が法人ではなく個人である場合・ 構造図 フェンス・土留めの設置を行う場合・ 登記事項証明書(写) 作業対象箇所が「特別緑地保全地区」「近郊緑地特別保全地区」「地区計画緑地保全区域」のいずれかである場合 (緑地保存地区・源流の森保存地区と重複指定されている場合は提出不要です)

横浜市が審査(書類及び現地確認)を実施し、「助成金交付決定通知書」を送付します。

※交付決定通知後に助成金額を増額することはできません

3 維持管理作業の実施

作業は、助成金交付交付決定後に開始し、1月末までに完了してください。

4 実績報告書の提出

管理作業終了後、3週間以内を目安にすみやかに提出してください。

(最終提出期限:令和8年2月2日(月))

提出する書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 作業した業者の領収書(写)等
- (4) 発生材の処理伝票(写)または、現地に積み置いた様子が分かる写真
- (5) 作業の完了が確認できる写真

横浜市が完了検査(書類・写真、必要に応じて現地確認)を実施し、「金額確定通知」および、「助成金支払請求書」を送付します。

5 助成金の請求

助成金確定後～3月末

申請者から助成金支払請求書が提出されてから、1か月程度で助成金をお支払いします。

提出の際には必ず原本を郵送してください。

■ 書類提出・問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

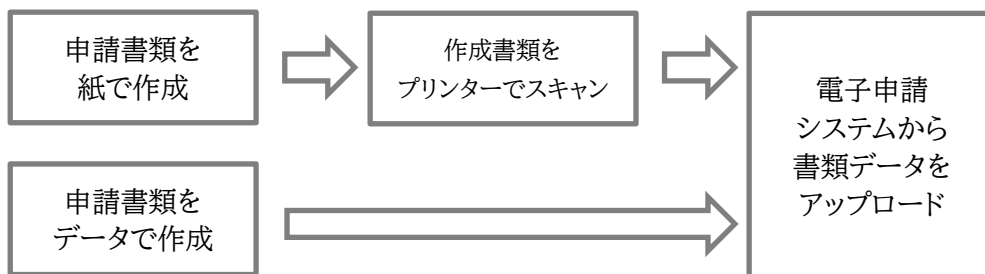
横浜市 みどり環境局 環境活動事業課 森づくり担当

電話:045-671-2624

メール:mk-jurinchi@city.yokohama.lg.jp

電子申請システムによる手続き

助成の手続きは郵送の他、オンラインでの申請も可能になりました。



横浜市 樹林地 助成 🔍 検索

詳細は樹林地維持管理助成事業ホームページをご確認ください。

樹林地維持管理助成事業 Q & A

よくあるご質問について記載してありますので、ご確認ください

■ 対象となるエリア、樹木について	3
Q1 倒れそうな木など、横浜市で判断してもらえますか.....	3
Q2 テレビの電波障害を解消する管理をしたいのですが、助成の対象となりますか	4
Q3 落葉がひどいので、剪定をしたいのですが、助成の対象となりますか.....	4
Q4 樹木が生い茂っているので、樹林地内部の間伐を行いたいのですが、助成の対象になりますか.....	4
Q5 安全対策のため指定地の外周部を伐採したいのですが、次回の契約更新時などに支障はありますか.....	4
Q6 樹林地内部の樹木が高木になっており、枝が隣のお宅に越境しています。助成の対象となりますか.....	5
Q7 緑地保存地区や源流の森保存地区の指定条件とはどういうものですか	5
Q8 マンション内の一般の人も通行する遊歩道沿いは対象となりますか	5
Q9 自分で木を切る場合、助成の対象となりますか.....	5
Q10 既に作業を行ってしまいました。助成してもらえますか.....	5
Q11 自分が所有している家・アパート・駐車場に支障・危険となっている樹木は助成の対象となりますか.....	6
Q12 倒木や樹林地内部に一時的に積み置かれた木の処理は可能ですか	6
Q13 隣接地との境界線がわかりません。助成は可能ですか.....	6
Q14 構造物の設置(フェンス・土留め)を行うにあたり注意すべきことはありますか	6
Q15 がけ地の防災対策のための土留めについて、助成は可能ですか.....	6
■ 申請・手続きについて.....	7
Q16 事前届の提出を行えば、必ず助成してもらえますか.....	7
Q17 以前、樹林地維持管理助成事業の助成金を受けたことがあるが、今年も申請できますか	7
Q18 来年度に予定している作業について、申請はできますか	7
Q19 2つの場所が緑地保存地区などに指定されているが、同時に申請しても良いですか....	7
Q20 自宅に隣接している別の人所有する樹林地が荒れているので、所有者に代わって申請できますか.....	8
Q21 同一のマンションで管理組合が複数有り、それぞれが緑地保存地区を持っている場合、それぞれで申請はできますか	8

Q22 固定資産税などはどうなるのですか.....	8
Q23 土地所有者が変更になりましたが、助成は受けられますか.....	8
Q24 いつ作業してもいいですか.....	9
Q25 今にも倒れそうな木があり、すぐに伐採したいが助成してもらえますか.....	9
Q26 全額を助成してくれるのですか.....	9
Q27 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、地域森林計画対象民有林、保安林、風致地区等の土地で申請する場合、別途必要な手続きとはどのようなものですか.....	9
■ 申請書類及び作成方法等について(事前届提出後の助成金交付申請書提出時).....	10
Q28 助成金交付申請書の提出の際、どのような書類を添付するのですか.....	10
Q29 本人確認資料は何を提出すればいいですか.....	10
Q30 押印することで本人確認資料に代えることはできますか.....	10
Q31 作業対象箇所を共有名義で所有している場合、申請者名には名義人全員の名前を..	10
記入する必要がありますか.....	10
Q32 付近見取り図とはどのようなものですか.....	10
Q33 平面図とはどのようなものですか.....	10
Q34 登記事項証明書とは何ですか。提出の必要な場合はどんな場合ですか.....	11
Q35 登記事項証明書は手元にある古いものを提出してもよいですか.....	11
Q36 作業の見積書はどのように取るのですか.....	11
Q37 見積書を取るときの注意事項はありますか.....	11
Q38 市外の事業者に作業を依頼してもよいですか.....	11
Q39 市内事業者のあてがありませんが、市で紹介してもらえますか.....	12
Q40 構造図とはどのようなものですか.....	12
Q41 助成金交付申請書はどのように提出すればいいですか.....	12
Q42 助成金交付申請書の提出など書類の準備が大変そうです。事前届を出してから、実施するかを決めていいですか.....	12
Q43 造園業者やマンション管理組合に管理委託されている管理業者等の代理人が書類を提出することは可能ですか.....	12
Q44 交付申請書の助成金額を誤って記入した場合は、訂正印を使えますか.....	12

■ 対象となるエリア、樹木について

Q1 倒れそうな木など、横浜市で判断してもらえますか

A1 横浜市では判断を行うことはできません。

次の対象作業や対象区域をご参照いただき、申請者様でご判断ください。

区分	作業項目	対象樹木・区域等
樹木管理	樹木や竹の伐採・剪定	<p>1 危険樹木・竹の伐採・剪定 樹林地外周部で行われるもの、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われるものうち次のいずれかに該当するものとする。 (1) 危険が隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所まで及ぶ樹木・竹 (2) 傾斜、枯死等により荒天時などに倒れる恐れがある樹木・竹 (3) 生育している地盤が不安定で、土砂崩落を引き起こす恐れがある樹木・竹</p> <p>2 障害樹木・竹の伐採・剪定 樹林地外周部で行われるもの、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所で行われるものうち次のいずれかに該当するものとする。 ただし(4)については隣接地が樹林地であっても対象とする。 (1) 隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる樹木・竹 (2) 公道等における車両や歩行者の通行空間の確保、交差点における見通し確保の必要がある樹木・竹 (3) 電線、電話線への接触(土地所有者が管理の責を負うもの)の恐れがある樹木・竹 (4) 隣接地(樹林地含む)、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所に侵入している、または侵入する恐れのある、境界から5m以内の竹</p> <p>3 なお、落葉の低減、日照の確保、通風の確保、電波障害の解消を目的とした管理は対象外とする。</p>
	樹林地内部の倒木・枯れ木の撤去処分	<p>樹林地内部ですでに倒木または枯死した樹木・竹の除去または樹林地内部に一時的に積み置かれた木・竹の除去で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 危険が隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所まで及ぶもの 2 樹林地の安全確保のための管理を行うにあたり、支障があるもの</p>
草地管理	草刈	<p>樹林地外周部、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所の境界から5m以内とするともに、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 隣接地、もしくは樹林地内部の公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる区域 2 防犯上の理由や交差点等において見通し確保の必要がある区域 3 火災や不法投棄等の危険や障害を及ぼす恐れがある区域</p>
構造物の設置	不法投棄防止のためのフェンス設置 土留めの設置	<p>隣接地(樹林地含む)、もしくは樹林地内部の公衆用道路等一般の利用に供されている箇所に接した、不法投棄や土砂流出の恐れがある箇所。</p> <p>1 フェンスについては緑地の視認性が確保できるものとする。 2 土留めの設置については、土砂流出防止のための設置面からの高さ 60 cm以下かつ天端幅 20cm以下のものとする。ただし、地盤面からの高さが2mを超え、傾斜角度が 30 度以上であり、かつ居住用の建物に被害が及ぶ恐れのあるがけ地は対象外とする。</p>

「樹林地外周部」とは、次のいずれかをいう

(ア) 樹林地の土地境界のうち、助成事業者以外が所有する宅地及び農地、並びに道路等に当該樹林地からの影響が及ぶ箇所。
ただし、樹林地同士が接する土地境界は原則含まない。

(イ) 横浜市緑地保存事業実施要綱、源流の森保存事業実施要綱に基づく契約書に明示する「契約外緩衝帯」に接する土地境界。

Q2 テレビの電波障害を解消する管理をしたいのですが、助成の対象となりますか

A2 対象にはなりません。対象となる作業・樹木に関しては、Q1をご参照ください。

Q3 落葉がひどいので、剪定をしたいのですが、助成の対象となりますか

A3 対象にはなりません。対象となる作業・樹木に関しては、Q1をご参照ください。

Q4 樹木が生い茂っているので、樹林地内部の間伐を行いたいのですが、助成の対象になりますか

A4 対象にはなりません。対象となる作業・樹木に関しては、Q1をご参照ください。

Q5 安全対策のため指定地の外周部を伐採したいのですが、次回の契約更新時などに支障はありますか

A5 緑地保存地区、源流の森保存地区では、安全対策のため樹林地外周部の幅5m(※1)は伐採することができます。幅5m(※1)を越えた樹林内部での伐採は、次回の緑地保存地区や源流の森保存地区の契約更新時の際に指定条件(※2)を逸脱してしまう可能性があります。(助成を受けずに自費で伐採する場合も同様です。)

特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、地域森林計画対象民有林、保安林、風致地区、緑地の保存等に関する協定(「緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月20日横浜市条例第47号)」第8条協定)については、それぞれに法令による規制があり、伐採にあたって制限や条件が定められていますので、それぞれの法令を遵守してください。

※1 幅5m…樹林の幅が20m未満の場合、伐採可能な範囲として認められるのは、樹林の幅全体の4分の1未満となります。

※2 緑地保存地区、源流の森保存地区の指定条件についてはQ7をご参照ください。

樹林地外周部	・樹林地の土地境界のうち、助成事業者以外が所有する宅地及び農地、並びに道路等に接する箇所とし、樹林地同士が接する土地境界は原則含まない。 ・横浜市緑地保存事業実施要綱、源流の森保存事業実施要綱に基づく契約書に明示する「契約外緩衝帯」に接する樹林地の境界
--------	---

【所管部署】

特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区・地域森林計画対象民有林・緑地の保存等に関する協定・地区計画緑地保全区域(※3)・・・みどり環境局公園緑地管理課公園緑化協議担当(電話:045-671-3946)

風致地区 …………… 建築局建築企画課建築環境担当(電話:045-671-4526)

保安林………… 神奈川県横浜農業合同庁舎横浜川崎地区農政事務所(電話:045-934-2371)

※3 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表第11(イ)欄で定められた緑地の保全のための制限が適用される区域

Q6 樹林地内部の樹木が高木になっており、枝が隣のお宅に越境しています。助成の対象となりますか

A6 境界から5メートルより内側にある樹木であっても、倒れた場合に隣接地に影響がある場合や、枝が隣接地に越境しているような場合は、助成の対象となります。

ただし、高木は、樹冠が大きい場合が多いので、作業の程度によっては、緑地保存契約や源流の森保存契約の指定条件を満たさなくなる恐れがあります(Q7参照)。本事業の目的は、樹林地を良好に保全することですので、樹林地内部の樹木について大規模な作業を行う場合、残した木や切り株から出る枝葉の育成、植樹など、樹林地の回復に努めてください。

Q7 緑地保存地区や源流の森保存地区の指定条件とはどのようなものですか

A7 緑地保存地区や源流の森保存地区の指定条件については次の表を参考にしてください。特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、地域森林計画対象民有林、保安林、風致地区、緑地の保存等に関する協定(「緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月20日横浜市条例第47号)」第8条協定)については、別の法令による規制があるため、それぞれ法令を遵守してください。

横浜市緑地保存事業実施要綱 別表1より抜粋

指定対象	基準
主として樹木によって形成されている土地	・樹木と樹木がふれあい、樹冠が閉鎖された、空地のない樹林地であること。 ・植林地にあっては、樹木の高さが概ね3.5m以上あること。

Q8 マンション内の一般の人も通行する遊歩道沿いは対象となりますか

A8 対象となる区域が、当該マンション住民以外の一般の方も通行される場合には対象となります。

Q9 自分で木を切る場合、助成の対象となりますか

A9 対象とはなりません。

本事業は、樹林地の危険な状態を解消するにあたり、多大な労力や高度な技術を要するなど、ご自身では困難で、専門の事業者へ依頼が必要な管理作業に対して、助成をするものですので、ご自身で行った作業についての費用は助成の対象外です。

Q10 既に作業を行ってしまいました。助成してもらえますか

A10 既に実施されたものについての助成を行うことはできません。ただし、伐採して指定地内に積み置いたものを運搬、処分する費用は助成の対象になる場合があります。

Q11 自分が所有している家・アパート・駐車場に支障・危険となっている樹木は助成の対象となりますか

A11 対象となりません。

本事業は第三者に対して支障・危険が及ぶものに対する助成となりますので、所有者ご自身で対応していただくこととなります。なお、貸した土地に第三者が所有する建物がある場合については、対象となる場合があります。

Q12 倒木や樹林地内部に一時的に積み置かれた木の処理は可能ですか

A12 可能です。

ただし、隣接地に危険が及ぶ恐れがあるもの、樹林地の安全管理のための作業を行うにあたり、支障があるものが対象となります。

Q13 隣接地との境界線がわかりません。助成は可能ですか

A13 境界線がわからない場合、助成を行うことはできません。

本事業は申請される方ご自身の土地について助成を行うものです。助成にあたっては隣接地の地権者と十分調整の上、申請を行ってください。万一違う土地で作業をしたことが判明した場合、助成金の返還を求める場合があります。

Q14 構造物の設置(フェンス・土留め)を行うにあたり注意すべきことはありますか

A14 フェンスについては、特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区・地区計画緑地保全区域(Q5参照)または風致地区において施工する場合、高さ 1.5m を超えると所管部署に許可の申請及び完了届の提出が必要となります。

土留めについては、設置面からの高さ 60cm 以下かつ天端幅 20cm 以下のものにしてください。なお、いずれも 1.5m を超えなくても切土・盛土を行う場合には手続きが必要となる場合があります。

申請される方ご自身で所管部署と調整いただき、必要な手続きがされていることが申請の条件となりますのでご注意ください。

また、これ以外でも関係法令等に適合しているか確認を行う事があります。

【所管部署】Q5参照

Q15 がけ地の防災対策のための土留めについて、助成は可能ですか

A15 本事業でできる助成は土砂流出防止のための土留めで、がけそのものの防災対策ではありません。特に、地盤面からの高さが2mを超え、傾斜角度が30度以上であり、かつ居住用の建物に被害が及ぶ恐れのあるがけ地は対象外となります。

次ページへ続く

本事業で該当しない防災対策のための土留め等については建築局が所管する「崖地防災対策工事助成金制度」「崖地減災対策工事助成金制度」で助成ができる可能性がありますので、所管部署にお問い合わせください。

【所管部署】建築局建築防災課崖防災担当(電話:045-671-2948)

■ 申請・手続きについて

Q16 事前届の提出を行えば、必ず助成してもらえますか

A16 必ず助成を受けられるわけではありません。

事前届を提出していただいたあと、助成金交付申請が可能な方には名簿記載通知書と助成金交付申請書をお送りします。

また、申請金額の総額が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了します。

なお、名簿記載通知後に申請書を提出いただき、審査で適合すると認められた場合に助成します。

Q17 以前、樹林地維持管理助成事業の助成金を受けたことがあるが、今年も申請できますか

A17 本事業の助成金により過去に樹木管理・草地管理の作業を行った樹林地での管理作業については、助成当該年度含む3か年を経過した樹林地(地番単位)について、樹木管理・草地管理の助成対象となります。助成を受けた翌年及び2年後は、助成対象外となりますので、ご注意ください。なお、助成を受けた地番と異なる地番であれば助成可能です。構造物の設置(フェンス・土留め)については樹木管理・草地管理の助成を行ってから3か年を経過していなくても助成の対象となります。ただし、樹林地(地番単位)ごとにそれぞれ1回のみ助成となります。

Q18 来年度に予定している作業について、申請はできますか

A18 できません。

申請を行うことができるのは、申請年度の指定する期日までに、作業を完了し、作業完了報告(実績報告書)を提出できる作業となります。

Q19 2つの場所が緑地保存地区などに指定されているが、同時に申請しても良いですか

A19 対象となる地区の土地所有者が同一人物の場合は申請可能です。

申請書の「事業実施地番」欄に、作業を実施する2か所の地番をお書きください。

所有者が別の方の場合には、別途申請を行ってください。

Q20 自宅に隣接している別の方が所有する樹林地が荒れているので、所有者に代わって申請
できますか

A20 できません。

申請を行うことができるのは、ご自身で所有されている樹林地であり、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、緑地保存地区、源流の森保存地区、地区計画緑地保全区域のいずれかに指定されている樹林地です。

Q21 同一のマンションで管理組合が複数有り、それぞれが緑地保存地区を持っている場合、それぞれで申請はできますか

A21 マンションの管理組合単位での申請が可能です。

ただし、どのような場合でも助成対象になるわけではありません。

管理組合の管理する樹林地で、隣接する同じ管理組合が管轄するマンションへの危険樹木や越境枝を理由に管理作業を行う場合には対象になりません。

例えば、1号館管理組合の管理する樹林地が1号館と隣接している場合は対象外となります。

Q22 固定資産税などはどうなるのですか

A22 固定資産税に関することについては、土地所管の区役所の税務課までお問合せください。

Q23 土地所有者が変更になりましたが、助成は受けられますか

A23 原則助成金交付申請書の提出までに、相続手続き及び、緑地保存地区や源流の森保存地区の契約変更手続き等(※)が完了しないものに関しては、助成を行うことはできません。

ただし、相続手続き中の場合、遺産分割協議書あるいは相続の権利のある方全員の委任状を提出することで、助成の対象となります。

※緑地保存契約及び源流の森保存契約の変更は、名義変更のほか、分筆による地番の変更等でも必要です。変更の協議申出や手続き等は、下記へお願いします。

【所管部署】 公園緑地事業課緑地保全担当(電話:045-671-3534)

Q24 いつ作業してもいいですか

A24 ご案内している作業時期で実施してください。

書類、現地確認審査等により、助成の可否が決定します。作業の実施は、助成の決定以降となります。

また、作業完了後の作業完了報告(実績報告書)を指定する期日までに提出できるよう作業してください。

Q25 今にも倒れそうな木があり、すぐに伐採したいが助成してもらえますか

A25 申し訳ありませんができません。ご自身での対応をお願いします。

私有地の樹林については、所有者ご自身で管理していただくことになっております。この制度では管理の負担を軽減するために維持管理作業の助成を行うものですが、助成金の支払いにあたっては、必要な書類の作成、助成の対象となる樹木の確認など公金の支出のために必要な手続きがあり、一定の時間がかかることをご理解ください。

Q26 全額を助成してくれるのですか

A26 樹木管理・草地管理で作業を行う場合は、作業費用・処分費用を 50 万円まで原則全額助成します。事業費が 50 万円を超えた場合は、50 万円を超えた分のうち、その半額の助成となります。ただし、助成上限は 200 万円です。

なお、いずれの作業についても助成の申請額は千円単位とし、千円未満は申請者様の負担となります。

詳細は別紙「樹林地維持管理助成事業 説明資料」をご確認ください。

Q27 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、地域森林計画対象民有林、保安林、風致地区等の土地で申請する場合、別途必要な手続きとはどのようなものですか

A27 行為の程度や内容によっては、所管部署に許可の申請等が必要になります。

維持管理助成の申請の前に、申請される方ご自身で手続きをしていただく必要がありますので、お早めに所管部署にご相談ください。

【所管部署】Q5参照

■ 申請書類及び作成方法等について(事前届提出後の助成金交付申請書提出時)

Q28 助成金交付申請書の提出の際、どのような書類を添付するのですか

A28 助成金交付申請書(第2号様式)と合わせて、①本人確認資料(法人を除く)・②付近見取り図・③平面図・④現地写真・⑤作業見積書の写し・⑥樹木一覧表が必要になります。

上記の書類に加えて、構造物の設置の場合は●構造図、作業実施箇所が特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区及び地区計画緑地保全区域(Q5参照)のいずれかである場合は●登記事項証明書(写)が必要となります。登記事項証明書については、Q34、35を参照してください。

Q29 本人確認資料は何を提出すればいいですか

A29 緑地保全制度の契約書の写しをご提出ください。指定の種類によっては、契約書がない場合がありますので、その場合は、運転免許証等の写しをご提出ください。

押印の見直しにともない、申請者が個人の場合には、本人確認資料の提出をお願いすることになりました。詳細は、助成金交付申請書のご案内に同封します。

Q30 押印することで本人確認資料に代えることはできますか

A30 できません。

押印による本人確認は行いません。本人確認資料をご提出ください。

Q31 作業対象箇所を共有名義で所有している場合、申請者名には名義人全員の名前を記入する必要がありますか

A31 名義人のなかで代表者を決めて申請してください。また、申請の際には共有名義人全員から本事業を利用する旨について了承を得てください。

なお、土地所有者全員の同意書につきましては提出が不要になりました。

Q32 付近見取り図とはどのようなものですか

A32 最寄りの駅やバス停から申請箇所までの道のりが分かる図面です。

申請に基づき、横浜市で現地確認をする際などに使用します。

Q33 平面図とはどのようなものですか

A33 作業実施箇所の樹林地と近隣との関係が分かる図面です。

伐採や剪定する樹木や草刈の場所を図面に記載し、実際にその樹木等が危険又は近隣に支障になっていることを図示したものです。

Q34 登記事項証明書とは何ですか。提出の必要な場合はどんな場合ですか

A34 登記事項証明書とは土地所有者を証明する書類です。所管する法務局で入手することができます。

作業される区域が特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区及び地区計画緑地保全区域(Q5参照)のいずれかである場合のみ提出が必要です。

なお、緑地保存地区、源流の森保存地区と重複指定されている場合は提出不要です。

Q35 登記事項証明書は手元にある古いものを提出してもよいですか

A35 今回の申請にあわせて最新のもの入手してください。

発行から3か月以内のものが目安となります。

Q36 作業の見積書はどのように取るのですか

A36 申請される方が作業を行う事業者に見積書の作成を依頼してください。

作成にあたっては、作業される事業者が現地を確認した上で見積もる必要があります。見積書に記載する内容は助成金交付申請書のご案内に同封する「見積書の記入例」を参考してください。

Q37 見積書を取るときの注意事項はありますか

A37 見積金額が税込 100 万円以上の場合、市の規則により2者以上の市内事業者から見積書を取る必要があります。

Q38 市外の事業者に作業を依頼してもよいですか

A38 作業の金額(見積書の金額)が税込 100 万円以上になると見込まれるときは、市外事業者に作業を依頼することはできません。

市内事業者に作業を依頼してください。

作業の金額(見積書の金額)が税込 100 万円未満の場合、理由があれば市外事業者に作業を依頼することは可能ですが、市内事業者育成のため、できるだけ市内事業者に作業を依頼していただくようお願いいたします。

Q39 市内事業者のあてがありませんが、市で紹介してもらえますか

A39 個別の紹介はできませんが、参考として、以下の名簿をご活用ください。(作業の実施を約束するものではありません)

ヨコハマ・入札のとびらー有資格者名簿検索(「造園」「公園緑地等管理」などで検索)
(検索サイトで ヨコハマ・入札のとびら で検索できます)

なお、横浜市有資格者名簿に掲載のない事業者でも本事業の遂行が可能な事業者であれば、申請可能です。ただし QA38 のとおり、作業の金額(見積書の金額)が税込 100 万円以上になると見込まれるときは、市外事業者に作業を依頼することはできません。

Q40 構造図とはどのようなものですか

A40 構造物(フェンス・土留め)の構造・材質及び寸法がわかるものです。

鋼板土留めの設置等を行う場合で、メーカーのカタログ等で代用できる場合があります。
詳しくはご相談ください。

Q41 助成金交付申請書はどのように提出すればいいですか

A41 郵送・電子申請システムでの提出をお願いします。

提出された書類の内容を確認し、受付確認・記載不備等のご連絡をいたします。

記載不備等の訂正のため、書類の再提出をお願いする場合があります。

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

Q42 助成金交付申請書の提出など書類の準備が大変そうです。事前届を出してから、実施するかを決めていいですか

A42 本助成事業は多くの方が希望されています。

事業の実施についてよく検討し、実施されることを決めてから、事前届を提出してください。

Q43 造園業者やマンション管理組合に管理委託されている管理業者等の代理人が書類を提出することは可能ですか

A43 造園業者や管理業者の方に代理として書類を提出していただくことは可能です

ただし、委任者と受任者双方が押印した委任状について、原本を郵送で提出することが必要となります。

Q44 交付申請書の助成金額を誤って記入した場合は、訂正印を使えますか

A44 交付申請書の助成金額の欄は、訂正印を使用することができません。